免責事由の追加に関する追加条項(日本全身美容協会用)

第1条(保険金を支払わない場合の読み替え)

この追加条項が付帯された保険契約については、施設所有管理者特約条項第2条(保険金を支払わない場合)①から⑧および生産物特約条項第2条(保険金を支払わない場合)①から③に掲げる賠償責任のほか、次の①および②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① レーザー光線またはその他の強力なエネルギーを有する光線を使用する機器の使用に起因する賠償責任
- ② サロン退出後48時間を経過した後に発見された傷病に起因する賠償責任

第2条 (普通保険約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、 賠償責任保険普通保険約款、施設所有管理者特約条項ならびに生産物特約条項およびこ れに付帯する他の追加条項の規定を適用します。